

## JCF 学生映画祭 応募約款

### 第 1 条[応募作品の保管・管理]

本映画祭の事務局宛に送られた、応募作品が記録されているメディアは応募日より 1 年間、本実行委員会に無償で預けられ、その保管・管理を委ねられるものとします。またその間、本実行委員会は、応募作品及び応募者の氏名、年齢、学校名を本実行委員会の WEB サイト及び提携する WEB サイトにて自由に掲載出来るようにする事が出来ます。

### 第 2 条[入選作品の保管・管理]

審査を通過した作品(以下、入選作品)は本映画祭にて公開上映・展示予定です。これに際して本実行委員会が原版から上映用ディスク、印刷物を作成します。このディスク、印刷物は、応募日より 1 年間(以下、預託期間)、本実行委員会に無償で預けられ、その保管、管理を委ねられるものとします。

### 第 3 条[預託期間の利用権]

本実行委員会は、第 2 条記載の預託期間中、入選作品を優先的に利用する権利(上映権、複製権等の著作権法第 21 条ないし第 28 条の権利並びにインターネット及び携帯電話等により配信する権利を含む)を保有するものとします。応募者が入選作品の著作権でない場合、応募者は、著作物の利用許諾を受ける義務を負うものとします。

### 第 4 条[再許諾権]

本実行委員会は、前条により許諾を受けた権利を当映画祭の告知・後方に関わる範囲内で、第三者に対して自由に再許諾出来るものとします。

### 第 5 条[預託期間終了後の利用権]

入選作品については、本実行委員会及び応募者の両方に疑義の無い場合、預託期間終了後には著作者に権利が返還されるものとします。

### 第 6 条[作品による収益]

本実行委員会が、入選作品の利用又は、第 4 条の再許諾権の行使により取得した収入において実費を差し引いた上で利益が生じた場合には、本実行委員会がその 30%、応募者が 70% を取得するものとします。

### 第 7 条[資料の提供]

入選作品の応募者は、作品や製作者、出演者等に関して、ビデオグラム制作・宣伝・広告その他販促キャンペーンなどに必要な資料(写真・イラスト・肖像・経歴・紹介文・台本・脚本・解説記事等)及び監督コメント映像(15 秒)、作品 CM(15 秒)、作品紹介映像(15 秒)を本実行委員会に対して無償で提供するものとします。但し、これらの資料に対して応募者がその利用権を有している事が必要です。

### 第 8 条[損害の補填]

本実行委員会が第 2 条記載の期間中に入選作品を利用し、又は第 4 条記載の再許諾の相手方が利用した際に、第三者から当該作品についての著作権を主張され、その結果、本実行委員会が損害を被った場合、応募者は本実行委員会に対し、その損害を補填する義務を負うものとします。